

別表

費目	内容	留意点
原材料費・資材費	特産品の改良やマーケティング等に必要な原材料費 試験販売に要する経費 特産品の品質向上に必要な資材に係る経費 新農作物導入に繋がる資材導入に係る経費	〔対象外〕 ・販売商品（試験販売を除く）の原材料費 ・自社で生産したもの ・通常の生産に係るもの（新たな取組に対する経費が対象）
使用料・賃借料	特産品の改良に必要な機械及び機器、会場、加工施設等の借りに係る経費	〔対象外〕 ・パソコン、コピー機など汎用性の高い物品
運送費	特産品改良の配送に係る経費（配送業者を使用するためのものに限る）	
広告宣伝費	販売促進に係る経費（チラシ、パンフレット、HP等の作成等） 商談会出展等販路拡大に係る経費	〔対象外〕 ・本事業で新たに実施する取組以外のもの
委託・役務費	パッケージデザインや市場分析、専門家相談、ネットショップの出店登録、衛生検査、飼料成分分析、栄養成分分析などに係る経費	〔対象外〕 ・本事業の根幹をなす業務の全てを委託すること ・ネットショップの販売手数料 ・税理士、弁理士等の費用や本補助金の申請に係るコンサルタント経費
機械・設備整備費	特産品の改良や新品目切り替えに必要な機械や設備の整備・取付に係る経費	〔対象外〕 ・残存価格3年未満の中古品購入経費。 ・購入した中古品の故障や不具合に係る修理費用、購入品の故障や不具合等により使用ができなかった場合における購入経費 ・事業実施期間外の使用に係る経費 ・汎用性の高い物品（パソコン、コピー機、トラクター、トップカー（運搬車）、フォークリフト、調理器具・冷蔵庫（業務用は除く）等）の購入等
研修費	加工・販売や販路開拓に必要な資格等の取得に必要な研修に係る経費	〔対象外〕 ・事業実施期間外に受講した研修の受講料 ・受講に係る宿泊料及び交通費

※人件費、旅費、燃料代、宿泊費、家賃、既存設備等の改造費（機能回復）、支払利息、損失補填、不動産購入費、振込手数料、決済手数料、官公庁に支払う手数料、租税公課及び飲食接待費その他の本事業の使途として不適切な経費並びに内訳が不明な経費（諸経費など）や帳簿、証憑等により適切な経理処理が行われたことが確認できない経費は、本事業の対象外とする。

※本事業における、特産品の改良とは、特産品開発等支援事業において選定された特産品の味の調整や内容量の変更、生産方法の見直し、パッケージの変更、作付品種の変更など、事業計画の範囲内によるものを対象とする。別の食材等を使った類似の特産品の開発等は、本事業の対象外とする。

※対象経費には、消費税及び地方消費税を含む。